

内閣委員会議録 第三十四号

昭和三十五年四月二十八日(木曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 福田 一君

理事 淺香 忠雄君 理事 岡崎 英城君

理事 高橋 頑一君 理事 高橋 等君

理事 石橋 政嗣君 理事 石山 權作君

理事 田万 廣文君

青木 正君 小金 義照君

谷川 和穂君 富田 健治君

丹羽喬四郎君 橋本 正之君

保科善四郎君 山口 好一君

北山 愛郎君 久保田 豊君

杉山元治郎君

出席國務大臣

國務 大臣 石原幹市郎君

國務 大臣 益谷 秀次君

出席政府委員

人事院 總裁 淺井 清君

人事院 事務官 瀧本 忠男君

(給与局長)

總理府 総務副長 佐藤 朝生君

自治政務 次官 丹羽喬四郎君

總理府 事務官 柴田 護君

(自治庁長官官房長)

總理府 事務官 藤井 貞夫君

(自治庁行政局長)

總理府 事務官 奥野 誠亮君

(自治庁財政局長)

大藏事務官 船後 正道君

(主計局給与課長)

委員外の出席者

人事院 事務官 徳積 重道君

(公平局訴訟課長)

委員外の出席者

人事院 事務官 徳積 重道君

(公平局訴訟課長)

總理府 事務官 長野 士郎君
(自治庁長官官房総務課長)
防衛庁書記官 山本 明君
(人事局調査官) 安倍 三郎君
専門員

四月二十八日

委員 始岡伊平君、中川俊忠君、保科善四郎君及び柳田秀一君辞任につき、その補欠として丹羽喬四郎君、青木正君、星島二郎君及び北山愛郎君が議長の名で委員に選任された。

同日
委員 青木正君、丹羽喬四郎君及び星島二郎君辞任につき、その補欠として中川俊忠君、始岡伊平君及び保科善四郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

○福田委員長 これより會議を開きます。

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、一般職の職員に關する法律の一部を改正する

法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の各案を一括議題とし、前會に引き続き質疑を許します。

石山權作君

○石山委員 これは人事院が勧告をなさして、それを政府が人事院の意見を尊重したわけですから、人事院と政府との両者の立案あるいは共同責任というふうなことになるのだらうと思ひますが、今度の給与改善案はそれに伴うところの法律改正を見ても、給与の面だけ直接に言いますと、非常に俗語で言えばなから半端だと言葉を私の方で使うわけなんです。あるいは帯に短したすきに長しという言葉等にも通ずると思ひますが、政府の思ひやがらがあつて、いわゆる七百四円といふふうな昇給は、そういう意味では高給者に対しても満足を与えていないのはもちろんでございますが、一般の職員に對してもちよつとも感謝の氣持がこのことによつて現れない。この欠点は一体どこにあるかというところは、人事院も政府も十分考へる必要があるのではないかと。せつかくなければないの底をたいたいてというわけではないのです、かなり苦勞して政府は財政措置をなされた。人事院は人事院でまた一年間苦勞をなされた、そして公平

妥當な数字であるといふふうな自信を持つてお出しになつたと思ひますが、それには受け取る側からあまり感謝をされないやうな面が出てきたとすれば、どこかにこれは受け取る方の政府側に認識の不足がある、あるいは提案の勧告をなされた人事院の中で調査に疎漏があるのか、あるいは目的意識が違つてゐるのか、いずれにしても私は欠点があるのではないかと思ひます。この欠点は是正される必要があるが、人事院に聞きたいのです。その中で格づけがしよつちゅう変わつてゐることがあるのですが、この変わつてゐることに對して私の方では説明を承つておりません。たとえば十九才の東京の人の生活を皆さんの方では基準にして案をお出しになつてゐるようですが、その格づけが二十八年、三十年あるいは今回といふふうになつてきてゐるわけなんです。この点はわれわれとしては奇異な感じを受けております。いわゆる十八才の人は何の学校を出るやうが、何の職につくやうが、最低は守られなければならぬといふふうな生活係数に對する固定した一つの信念を人事院は持つてゐないのではないかと。そういうことは、逆にいえば、この給与基準に示されてゐる生活係数に對して認識が不十分なのではないかといふ印象を受けるのですが、三回にもわたつて基準を動かした理由をちよつと説明していただきたい。特に今回の場合の基準について説明をしていただきたい。

○濧本政府委員 ただいまお話の点は二点あると思ひます。第一点は、民間給与と比較いたします場合に格づけをするわけでありまして、その問題、それからいわゆる単身成年者の標準生計費の問題、この二点あると思ひます。

が、まず第一点からお答え申し上げます。一昨年の勧告までは、人事院はいわゆるキー・ポジションと申しますか、特定のポイントを民間と対応させるという方式で比較をやつて参つたのであります。そういう方式よりもむしろ全体の比較の方がよいのではなからうか、これは各方面からの御希望もあつたわけでありまして、昨年におきましては、ある特定の号俸を格づけするということよりも、むしろたとへば六等級なら六等級、七等級なら七等級、これに對應いたします民間の該當職種全体を問題にいたし、そうして全体の比較を出す、こういうやり方で昨年はやつて参つたのであります。従いまして従前とそこが違つておるといふことはございませぬ。

それから標準生計費につきましては、十八才といふものに対して標準生計費を考へるべきではないかと。いろいろ十八才の人がおるわけであるから、何も新制高等学校を出て、そこからいわゆる初級職試験に通つた者といふものだけを對象にするのは、少し考へが足りないではないかといふお話でございしますが、われわれもいたしましてはやはり公務員に正式に入つて参ります場合は、どうしても試験を通つて入つてくるということが原則でござい

ます。そこでその一番低い場合はどういふ場合であるかと申しまして、新制高等学校を卒業いたしましたとして、新制高等学校を卒業いたしましたとして、それが十八才になるわけではございませぬ。われわれはそこを一応の目安とい

は、まず第一点からお答え申し上げます。一昨年の勧告までは、人事院はいわゆるキー・ポジションと申しますか、特定のポイントを民間と対応させるという方式で比較をやつて参つたのであります。そういう方式よりもむしろ全体の比較の方がよいのではなからうか、これは各方面からの御希望もあつたわけでありまして、昨年におきましては、ある特定の号俸を格づけするということよりも、むしろたとへば六等級なら六等級、七等級なら七等級、これに對應いたします民間の該當職種全体を問題にいたし、そうして全体の比較を出す、こういうやり方で昨年はやつて参つたのであります。従いまして従前とそこが違つておるといふことはございませぬ。

たしまして、単身者の標準生計費を考
える、このようなことをやっておるの
でありまして、そのことは従来と変
わっておらないのであります。

○石山委員 前にあなたの方でお出し
になった資料等を見ますと、十八
才の成年に対しての格づけは、通し号
俸を一つと見てみますと、今回変わつ
た一と二の關係ですね。それで少し私
らはごまかされてしまふのですが、通
し号俸の位置づけから見れば、われわ
れとして希望するのは、格づけが下
がっていくべきが当然だと思ふ。それ
があなたの方の勧告は三回変わつてい
ると私は見ているのですが、その三回
を見てみますと、通し号俸から見ても
次上がつてきているわけですね。それ
は明らかに私は最低の生計費というも
のを現実的に減らしていく一つの姿に
通ずるのではないかと、事実それでしよ
う。あなたはそれに対してどういふ
うに御答弁してくれるのですか。

○瀧本政府委員 御指摘の点でござい
ますが、十八才者の新制高等学校を卒業
しまして初級試験に合格しました者の
給与というものは、一面から見ますと、
これは生計費を考へる、これは公務員
法にそつう規定がございまして、
そつういふことを十分勘案するといふこ
とはあるべきであります。現にやつて
おるわけでありまして、ところが一方に
おきまして、そつういふ人々の初任給を
民間で調べてみますと、標準生計費で
われわれが計算すると必ずしも一致し
ないといふ面がございまして、またこ
にはやはり暫定手当の地域差の問題に
関しまして、そつういふ問題も介入して
くると思つております。そつういふ問
題を勘案いたしまして、従来それでは

どういふ十八才者に標準生計費を配し
て考へるかというところを考へて参つた
のであります。最近におきまして
は、十八才で新制高等学校を出まして
初級試験に合格という者を採用いたす
号俸といふものはございましておるわけ
でございますから、その号俸に對します
金額を考へます場合に、もつぱらそ
れを對象としたして勘案いたしておる
次第であります。

○石山委員 私今こまかい資料を手元
に持つていませんが、あなたたちのよ
うな考へ方でございますと、公務員の諸
君は三十一才にならなければ子供を生
んでおられないといふ計數が出るので
す。いわゆる三人家族で二万一千円く
らいだと思つておつたのですが、そ
ういふ計數が出る。これは自然な姿で
すか。私が先ほど下の方からも喜ばれな
い給手勧告をなさつたと言つた点はそ
ういふ点なんです。三十一才にならな
ければ子供を生めないといふ給手だとい
ふこと、これが正しい姿でありま
しょうか。

○瀧本政府委員 石山委員が三十一才
とおつしやるのは、おそらく十八才の
新制高等学校を出ました初級試験合格
者、そつういふ人が初任給から給与表に
きめてあります金額で順当に昇給して
いったとすれば、二万一千円に達する
のは三十一才である、こつういふ趣旨だ
と思ひます。そつういふ意味におきま
しては、必ずしも現在の給与が全体的に
計算通りになつておるとはわれわれ申
し上げることはできません。現在人事
院がやつておられますことは、全体的に
官民の格差を比較いたしまして、それ
をなくす。公務員の中におきましては
給与水準の高い職種もあるわけであり

ます。たとえば税務關係の職種であり
ますとか、公安關係の警察官關係の職
種でありますとか、また學校關係の教
員の給与も若干水準より高くなつてお
ります。そつういふものがございするの
で、全体を比較するといふことになり
ますれば、個々のものが必ずしも民間
と合ひたいといふ点はあつるかと思
ひます。それで御指摘のような点につ
きましては、その通りになつておると
は申し上げかねるのでありますけれど
も、その官民格差をいかに現在の状況
に配分するのが最も妥当であるかとい
ふ点を考へまして、去年の勧告はやつ
ておるわけでございます。

○石山委員 私は、あなたの考へ方が
全部否定されるべきではないと思つ
た。たとえば取りに給手を出すとい
ふことはできないのでございまして、
ある範囲内を考へながらおやりにな
るといふことでございます。私にはそ
の苦勞はわかる。しかしこれはあなた
の方から出された資料なんです。私
資料はいつも尊重して見ておるので
すが、今までの勧告の態度といふので
すね。これはこの前も私御質問申し上
げたのですが、この資料から見まして
も、三月の給与水準といふものと四月
の給与水準といふものは、かなり
違つて見えるわけなんです。ですから
私の方は手つと早く申し上げれば、
三月でなく四月をとりなさいといふこ
と。もう一つ言ひたいことは、そつう
いふふうな月数を固定するといふ考へ方
は、このように経済がぐんぐん伸びて
いって、民間の給与はかなりな速度で
高くなつていくような場合に、三月を
基準にする、四月を基準にするといふ
そのこと自体がはたして正しいかどうか

かといふことは、この際検討してい
たかなければならぬのぢやないか。少
なくとも年間を通じて、中心をとつて
問題を律していくといふふうな態度
を、この場合とる必要があるのではな
いか。いつでも公務員の方々は言つて
いるのです。われわれは民間給与の水
準といふふうな言われておるけれど
も、実質的には二年おかれておる、こ
ういふことを毎日言われておる。機動
性が無い。民間なら半年ごとで給与改
善をやり得る、団体交渉も持ち得る。
公務員の方々には気の毒ですが、実質
的には二年おくれた形でお金を受け取
るといふことになりまして、ですから、
どういふことでも低い三月といふのを今
までは故意にねらつたような傾向があ
るが、これはぜひともやめていただい
て、まず四月をとるといふ工夫も大切
でございますが、私の申し上げたい点
は、三月、四月といふふうな月数を固
定しない方が、より標準が正しいもの
になるのではないかと。これは苦勞で
ございまして、苦勞でございまして
けれども、年間を通じて半期ごとに指
數を一つ出してやらせてやれば、私は
かなり弾力的なものになると思ふ。
弾力的なものになるといふことは、か
なりにお金も出るということにある
はあるときは通ずるかも知れません。
しかし今公務員の諸君が不平たらたら
言つて、民間との問題あるいは五現業
との対照の問題等は、皆さんの方で年
間を通じて指數をお作りになつた場合
には、私はかなりその欠点が除去さ
れるのではないかとこつういふに思つて
おります。この点は、總裁もおいでに
なるのだから、あとでまた私たちは公

務員法の改正等で議論する余地がある
と思ひますので、一つ案を出しておき
ますから、研究していただきたいとい
うことでございます。

それから政府側にお聞きいたしま
す。それは法案に關する点でございま
すが、第二条の六号、「給手を決定す
る諸条件」といふ諸条件がまた御説
明を承つておられますので、給手を決
定する諸条件の内容を一つこの際解明
していただきたいと思つておるわけ
です。

○佐藤(朝)政府委員 ただいま御質問
の第二条第六号の「給手を決定する諸
条件」と申しますのは、民間給与で
ございまして、生活費でありますとか
か、物価でありますとか、そつういふ
ものをさすものと存じます。

○石山委員 この「諸条件」の中には、
一般観念的な給手に対する諸条件で、
この内容としては法律の適用などは含
んでいないといふことですか。

○佐藤(朝)政府委員 この条文は暫定
手当の關係の条文でございまして、
暫定手当の給手を決定する諸条件とい
ふことでございます。それが全国各
地の生活費でありますとか、物価であ
りますとか、そつういふものをさすも
のだと思ひます。

○石山委員 今度の法律によります
と、暫定手当の件、それから寒冷地新炭
手当の件も、人事院に付託になるよう
ですが、それは間違ひございませんか。

○佐藤(朝)政府委員 ただいまの御質
問でございまして、ただいま考へてお
ります案ではそれに間違ひございま
せん。

○石山委員 これは在来の給与のごと
く、暫定手当あるいは寒冷地新炭手
当も、人事院の勧告をば尊重するとい

建前はくずれないわけでございますか。これは特別手当だから私的に申し上げるのですが。

○佐藤(朝)政府委員 今おっしゃる通りでございます。

○石山委員 特に暫定手当などは全国的な問題、あるいは寒冷地新炭手当など、これもかなりな広範囲にわたった特殊手当でございますが、これに關して、政府としては特別の在来の行きがかりと、あるいは何か指示をなさってこの問題をばゆだねるのか、それともこの問題に關してはほんとうの意味の白紙委任状という形で人事院におまかせになっておるかどうか、その点も一つお知らせを願いたい。

○佐藤(朝)政府委員 人事院は独立機関でございますので、人事院が人事院におきまして適当と思われる調査をして報告されることを期待しております。

○石山委員 これは政府側にも人事院の方にも聞いていただきたいと思いますが、給与担当の方は副総理でございますから、特に私は聞いていただきたいと思っております。私先ほど申し上げましたように、政府としてはかなり思い切ったような形で財布のひもをゆるめたかもしれませんけれども、あまり感謝感激しておられないのだ、皆さんそうおっしゃっている。それは高給の方の方々も、低い給料の方々もそうおっしゃっている。これはかなりな欠点があるからさういうふうになるのだと思っております。その欠点をやはり是正されなければならぬと思うのですが、その中心になるのは給料が安いのではないかとと思われる節でございます。やはり

官吏としてその誇りを持って仕事に従事するには、どうも義務のみが多くして給料が少くない、報われるところが少ないというところに私は原因していると思う。こういう点は民間との不均衡、現在も起こりつつある五現業等の不均衡、こういうこと等も含めあわせて早急に是正しなければならぬのではないかと。先日も私新聞などを引用して申し上げたのですが、せつかく優秀な人たちが公務員になろうとして試験を受けても、実際就職なさる方は三分の二程度で、あとの三分の一ぐらいつつかに宿がえをなさつたということが、去年からことしの春にかけて現われた現象です。ですからやはり国家としても優秀な人たちは国民の奉仕者として養成するためには、かなりの努力がこの際必要なのではないかと、こういうふうに意見を申し上げたいのですが、私の方は意見を申し上げたい方に回りますので、せつかく政府や人事院が苦勞なされたかもしれませんけれども、今度の給与案に対しては全面的に賛成するということはできません。一つ野党のわれわれに対しても、政府ではやつたのだというふうなところを、あるいは人事院はほんとうに誠心誠意、熱意をこめて報告をしたというふうな姿を一日も早く見せていただくように要望いたしましたので、私は質問を終わりたいと思っております。

○福田委員長 ほかに御質疑はございませんか。——御質疑がなければ、これにて三案についての質疑はいずれも終了いたしました。

○福田委員長 三案に対し、高橋禎一君外十九名より自由民主党及び民主社

会党共同提案にかかる修正案がそれぞれ提出されております。

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十五年四月一日から適用する。

2 この法律の施行前に改正前の特別職の職員に關する法律の規定に基づいてすでに秘書官に支払われた昭和三十五年四月一日からこの法律の施行の日までの間の未日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員に關する法律の規定による給与の内払とみなす。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して、別表第一から別表第七までの改正規定及び附則第二項から附則第四項までの規定は、昭和三十五年四月一日から適用する。

附則第七項を附則第八項とし、附則第四項から附則第六項までを一項目繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律の施行前に改正前の法律の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの法律の施行の日までの間の未日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して、第十四条、第十五条、第十九条及び第二十七条第二項の改正規定を除き、昭和三十五年四月一日から適用する。

附則に次の一項を加える。

(給与の内払)

6 この法律の施行前に旧法の規定に基づいてすでに職員に支払われた昭和三十五年四月一日以降の期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

○福田委員長 この際各修正案について、提出者よりその趣旨の説明を求めます。高橋禎一君。

○高橋(禎)委員 ただいま議題となっております給与関係三法案につきまして、修正案を提出いたしました。案文はお手元にお配りいたしましたので、その内容を一々朗読する

ことはこの際省略させていただきます。

各修正案の要旨は、いずれも施行期日にかかわるものでありまして、給与関係三法案の審議が他の法案の審議との関係上おくれまして、政府原案の施行期日である昭和三十五年四月一日はすでに経過いたしております関係から、これを公布の日に変更したものでありまして、俸給表の改正等につきましては四月一日からこれを適用することといたすほか、所要の経過規定を置いたものでございます。何とぞ御賛成をお願いいたします。

○福田委員長 各修正案について御質疑はありますか。

○福田委員長 御質問もないようでありまして、これより三法案及び各修正案を一括して討論に入ります。

別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正案、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正案、防衛庁職員給与法に對する修正案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に對する修正案を一括して採決いたします。各修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○福田委員長 起立多数。よって各修正案はいずれも可決いたしました。

次に、ただいまの各修正部分を除く各原案を一括して採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○福田委員長 起立多数。よって各修正部分を除く各原案はいずれも可決

たしました。これにて特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、いずれも修正議決いたしました。

正するよりに工夫なさるのが政府当局の任務ではないか。この格差をば至急是正するように勧告をなさるのが、人事院の責任なのではないかというふうな考えますので、当委員会は一致いたしました。右の附帯決議をば上程する次第でございます。

○福田委員長 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案に關し、石山權作君外二十七名より三党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際本動議について提出者よりその趣旨の説明を求めます。石山權作君。

○福田委員長 本動議について採決いたします。本動議を可決するに御異議ありませんか。

○石山委員 附帯決議案を出したいのでありますが、この案文は自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党の共同決議案でございます。決議案をまず朗読いたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○福田委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。ただいまの附帯決議について、益谷副総理より、閣議においでその趣旨を報告する旨の発言がありましたから、御報告いたしておきます。

一、公務員給与と民間給与との格差が相当率に達している現状にかんがみ政府は、速やかにこれが解消のため公務員給与の改訂措置を講ずべきである。

○福田委員長 次に自治庁設置法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を許します。北山愛郎君。

一、昭和三十二年四月一日以降の法律改正による昇給期間の改正により、不均衡を生じた給与については、人事院において、これを調整する措置を採ることを考慮すべきである。

○北山委員 私は自治庁設置法の改正案につきまして、石原自治庁長官並びに政府委員に対しまして若干質問をいたしたいと思います。

右決議する。
これは簡単に御説明申し上げますと、われわれは、この法律案の質疑討論の中にもありましたように、現実的計数的にも大へんに民間と公務員の差ができてしまった。これを一日も早く是

「委員長退席、岡崎委員長代理着席」
今度の自治省設置についての原則的な問題につきましては、ほかの委員からいろいろな質疑があったと思うので

あります。そこでこの自治省設置についての政治的な基本的なねらいという点については、またあらためて、おそらくは総理大臣からその所信を聞く機会があるかと思つておりますが、私はもつぱらこの自治省に昇格をするという問題に關連をした、今までの政府の地方自治に対するいろいろな行政の面におけるやり方についてお伺いをしたいのであります。

私はどうしても今回の自治省の設置ということを考えるときには、やはり旧内務省への復活というふうな感じを抱かざるを得ないわけでありまして、これはただもとの内務省の亡霊がまだわれわれの頭の中にあるというだけではなくて、現在までの保守党政府のこの戦後の長い間のやり方を見ますと、やはり次第に中央集権の方向に地方行政の關係を持つていって、一貫しておる、こういう点は否定できないと思つております。むしろ占領軍が統治をしておつた時代におきましては、日本の民主主義化のためのいろいろな改革が進められましたが、昭和二十六年にいわゆるリッジウェイの声明が出て、そうして政令諮問審議会が作られて、そうして占領政策の是正というふうなわけで、昭和二十七年ごろから急角度に戦前の姿に逆戻りをしようというふうな改革が各方面で行なわれた。特に地方自治の關係においては、昭和二十七年には地方自治法の改正があつて、そして東京都の特別区の区長が任命制になつてしまふ。公選が廃止になる。あるいは三十一年には自治法の大改正でもつて、府県の性格を改める。その他地方団体に対する政府の監督権といふものが、干渉の権限を拡大

しておる。また警察についても、特に昭和二十九年には例の乱闘国会の原因を作つた大改正が行なわれて、そうして自治体警察という名前が残つても、これは府県の警察というものが国家警察的な性格を帯びてきておる。また教育についても昭和三十一年地方教育行政の組織法がしかれて、そうして文部大臣が地方教育というものを、その実権を握るに至つた。こういうふうなことを考え、また昭和三十年には財政面においていわゆる地財再建法がしかれて、現在多数の地方公共団体が自治庁の相当強い干渉のもとに置かれておるというふうな、この一連の、特に昭和二十七年ごろからの一貫した政府の方針、自治庁の方針といふものは、もう中央集権化の方向にいく。地方自治の拡大じゃなくて、地方自治を國家の意思のもとに統制していこうというふうな方向が明らかに見られるわけなんです。私はこの自治省の設置につきましても、そういう背景の中で行なわれる改革であるからこそ、私どもは非常な危険を感じるわけです。ただ戦前の内務省がわれわれの頭の中に残つておるということだけではなくて、現実的にこの数年間の政府の方針といふものは中央集権化の道をたどつておる。その中で自治庁が自治省に昇格するといふのであるから、そこに今度の機構改革の危険な意味を感ぜざるを得ないわけなんです。そういう点について自治庁の長官はどのようにお考えになつておるか、中央集権化の傾向についてどう思

うか、今後どうするつもりか、こういう点をまずお伺いしたいのであります。

○石原國務大臣 ただいま北山委員からいろいろ戦後の行政なり法制の変化から言われたのでございますが、しかし私どもの考えておりますところは、地方自治は御承知のように憲法に基づきまして、地方自治の本旨に基づいていろいろな諸制度が立案され、企圖され、運営されておるものでございまして、ただいまいろいろ例をおあげになりましたが、この財政再建整備の問題にいたしまして、戦後の混乱からいろいろ地方財政が非常な窮乏に立つたのであります。そういう見地から再建整備法というものができて、そういう範囲内においては相当中央からの指示も受けるのでございまして、しかし再建整備を受けるかどうかということは、これは地方団体が自主的に決定していくのでございまして、受けるとなればいろいろ指示を受けるという建前になつておる。地方財政の現状等からやむを得なかつたことと思つております。しかし私ども今後の考え方としては、たびたび申し上げておきますように、地方の自治を確立するには、やはり財政の裏づけも考えなければいけないと思つておるのでございまして、地方制度調査会あるいは税制調査会等におきまして、事務の分配並びに税財源のあんばいというふうなことについても根本的な検討を願ひまして、地方が固にその従属しなくてもいろいろの財源も持ち、活発なる活動ができるような方向にしていきたい、こういう気持ちでいろいろやつておるのでございます。今回の自治省に昇格するといふ考え方にございまして、これも根本觀念はあくまでも地方自治の本旨に沿つて、それを

しておる。また警察についても、特に昭和二十九年には例の乱闘国会の原因を作つた大改正が行なわれて、そうして自治体警察という名前が残つても、これは府県の警察というものが国家警察的な性格を帯びてきておる。また教育についても昭和三十一年地方教育行政の組織法がしかれて、そうして文部大臣が地方教育というものを、その実権を握るに至つた。こういうふうなことを考え、また昭和三十年には財政面においていわゆる地財再建法がしかれて、現在多数の地方公共団体が自治庁の相当強い干渉のもとに置かれておるというふうな、この一連の、特に昭和二十七年ごろからの一貫した政府の方針、自治庁の方針といふものは、もう中央集権化の方向にいく。地方自治の拡大じゃなくて、地方自治を國家の意思のもとに統制していこうというふうな方向が明らかに見られるわけなんです。私はこの自治省の設置につきましても、そういう背景の中で行なわれる改革であるからこそ、私どもは非常な危険を感じるわけです。ただ戦前の内務省がわれわれの頭の中に残つておるということだけではなくて、現実的にこの数年間の政府の方針といふものは中央集権化の道をたどつておる。その中で自治庁が自治省に昇格するといふのであるから、そこに今度の機構改革の危険な意味を感ぜざるを得ないわけなんです。そういう点について自治庁の長官はどのようにお考えになつておるか、中央集権化の傾向についてどう思

うか、今後どうするつもりか、こういう点をまずお伺いしたいのであります。

伸ばしていった、しかもまた中央と地方自治との間のいろいろ調整すべき問題等についても、自治省というものが間にあって、そこらの調整がもっと円滑に敏速に強力にやれるようにしよう、こういう趣旨からただ機構、組織の上の問題で考えられておることございまして、地方団体のいわゆる知事の制度というものが根本的に考え方が変わってありますし、警察につきましても国家公安委員会というものがこれを管理いたしました、昔のような観念ではございません。先ほど例にあげられました国家警察と自治体警察の問題は、一時そういう形をとりました、警察本来の仕事の上から考えてみますと、ああいうふうに一本の警察に統合されたのでございます。中央集権化の方向に進んでおるといふ面のみの例をあげていろいろ論ぜられましたが、私どもの考えは今あくまで自治をもっと強力に伸張せしめたい、そのために総理府の外局でなく、独立の一省をもつてこれらの仕事を推進したい、こういう意味でやっておるのでございまして、考え方におきましては、全く今言われたような方向でなく、自治を伸ばしていろいろと進んでおるといふことを申し上げておきたいと思っております。

○北山委員　しかし現実は今長官の話とは逆に進んでおる。今日の地方自治体、県でも市町村でもまじめにその自治体の行政をやっている人は、市長でもあるいは議員でも、制度の上から税法の上からあるいは財政上の点から各方面からがらんにがらんに、その団体の自主性、自由裁量の余地がほとんどないのだというより嘆息を漏らしておる。ある県議員は、もう県会議員なんかいやになった、こういうふうなことを言っておるのです。明らかに地方自治の本旨を実現するといふことは、やはり地方自治体の自主性を重んずるといふことでなければならぬと思ふのです。地方の問題は地方住民が参画をして、これを自主的に決定をする、そういう範囲をできるだけ拡大をするといふことが、私は地方自治の最大の要件だと思ふのですが、さっき私が申し上げたような傾向といふものは、そうではなくて、やはり国の指示権なり指導なり監督なりを強めるということなのです。自治庁の方の頭から見た地方自治の伸張ということ、実際ほんとうのあるべき地方自治の本旨といふものは、食い違つておるのじゃないかと私は思ふのです。従つてたとえば制度の改革にしても、従来、昭和二十六年の例の神戸委員会の地方事務の再配分の勧告があります。こういうものは全然自治庁としては顧みない。問題にしない。いまだに国、府県、市町村の事務再配分の問題が残つておる。そして地方制度調査会は何を勧告したかというところ、区域の問題、いわゆる府県を廃止して、地方制、道州制を作るといふ区域の問題、あるいは人事関係、権限の問題を議論しておる。事務や財源の配分というところが最も大事であるのに、そういうこととはさておいて、それでないような集権化の方向へ進んでおるといふことは、長官がいかにおっしゃつても否定することはできないと思ふ。そこで私は、今地方自治体、地方行政の中には、具体的な問題として、地方自治を少

しでも拡大するといふいろいろな問題があると思ふのですが、一々実例について見解を承りたいと思ふので。警察のお話が出ましたが、警察の問題の中で、いろいろ制度上の問題はありますけれども、府県警察は自治体の警察ですから、府県の予算を取つていく、これがあたりまえです。ですから府県の固有財源と補助金でまかなわなければならぬはずなんです。ところが府県の警察が使つておるもう一つの金のとして、いわゆる警察法三十七条の府県の警察費の一部が国庫支弁金として直接警察庁から府県の本部長に渡つて、府県の会計経理を通じないで使われておる。これが何十億かあるはずなんです。この問題はすでに地方行政委員会でも数年前に問題にされて、委員会の決議でもつてきまつておるのであります。こういうものは廃止すべきです。補助金の方に変えるべきであるという決議までできておるはずなんです。自治庁長官は公安委員長であるのですが、そういう制度改革についてはどういふふうに考へるか、承りたい。○石原国務大臣　今北山委員の言われたのは、人件費のうちの若干のもの、それから警備費関係のある程度のもので、直接になつておるものがあると思ふのであります。しかし毎年の地方財政計画でござらん願はば、若干ずつではございますが単位費用等も増額いたしました、地方財政の持つ警察費の役割等もだんだんウェイトを増すように、私どもも努力をいたしておる次第でございます。

○岡崎委員長代理退席、高橋（順）委員代理着席　それで先ほどもお答え申し上げたのでありますが、何だか地方自治がや中央集権的に、実態において逆行しておりますように見えまする部分は、これは財政面からであらうと思ふのであります。私もこの点はある程度感じておる面でございますが、これは何といたしまして地方にもっと財源を出さなければならぬ。ことに問題なのは、後進地域といふものです。今弱小団体であるといふ形でございますので、今後真に地方自治を伸張していきましますためには、先ほど言われました事務の分配と税財源の配分、さらにもう一歩進みまして、市町村については相当の統廃合が行なわれまして、ある程度地域団体としての実力を持つような形になつてきました。府県の段階におきましてはまだ弱小県が相当多いと思つておる。そういうところは結局国の財政にたよらざるを得ないという形になりますので、今後の問題としては、そういう後進地域、弱小地域に財源がなるべく多く行くような機構を作り上げること、それからまたそういう地域もなるべく広域に、強力な地域団体になり得るような方向に指導してやかなければならぬのではないかと、かように考へておる次第でございます。

○北山委員　私の聞いたことは長官御存じないので、聞いたことは全然別個の御答弁をなさつていらつしやる。私の聞いておるものは、地方自治の侵害になつておるような財政制度が警察費についてあるのだ、府県の自治体の警察の経費の一部に、府県の財政を通じないで直接警察庁から本部長に行つておる金が何十億かあるのです。しかもそれを国の予算の方で、警察庁の予算で見ると、どこにそういうものがあるかわからない。どの程度のもので府県警察の国庫支弁金として使われるかというところは、国の予算を見てもわからない。地方自治体の方も予算を組まないから、知事も知らなければお納長も知らない。そういう金が使われているのです。そういう制度はけしからぬんじゃないかというのです。たとえばさっきのデモのような金は、警視庁の予算ではあるいは一部を出すかもしれませんが、いわゆる公安犯罪というか、警備の金、あるいは特殊犯罪の捜査費というよりなものは、警察庁から本部長に渡つておる。警視総監に渡つておるのです。それを東京都の議会でも知事も知らないわけなんです。そういう経費があつていいかどうかというところが、ずっと前の地方行政委員会の問題になつて、これは改める、あまり適当でないから改めるのだというところの決議がなされたはずなんです。警察は警察庁の仕事じゃないのです。自治体の警察なんです。自治体の仕事なんです。自治庁は全然関係がないとは言えないはずなんです。そういう制度を改めることに一体どういふ努力をしたのか、私は聞きたいのです。そういうことが私は地方自治の本旨を実現するゆえんだと思ふ。具体的な問題で私は聞いておるのです。ほかの政府委員でもいいからお答え願ひたい。

○奥野政府委員　先年北山委員がこの問題について御指摘になつたことを承知いたしておるわけでありまして、また

事実国費支弁にかかるものと県費支弁にかかると、総合的にながめながら運営をしていかなければならぬといふ重要な問題にならうかと思ひます。ただ現行の警察法におきましては、先ほど大臣が指摘しましたような若干の経費については国庫で支弁する、こゝより建前をとつておるわけでございます。国庫で支弁する方式にいたしませんで、全部都道府県で支弁して、それに対して国が全部なり一部なりを負担するという建前に変えま

をして、府県の自治体がさっぱり知らないような金を府県の本部長が警察で使つてゐるのです。ですから、これがいわゆる機密費の使ひ方をされるおそれが非常にあります。いつかの大阪でのスパイ活動の経費がどこから出たかといふと、この金の流れが行つてゐる。そういうふうに使はれてゐる。だから少なくとも府県の警察が自治体の警察である以上は、その経費は補助金の形ででも国から出すのはそれはけつこうですが、直接に国から人事系統を通じて流れていくというよりなことはけしからぬ話だと思ふ。公安委員長である石原大臣もそのことをよく調べていただきたいのです。こゝより問題をどんどん解決してもらわなければい

かぬと思ひます。もう一つ具体的な点を申し上げますが、確かに大臣の言われる通りに今日の地方団体が自主性が無いといふのは、財政面からくる点が非常に大きいのです。税法の方は税法でまづけておるのですから、問題は起債の方です。私は起債の自由化といふものを一つ考えてもらへぬかと思ひます。起債は補助金と同じように一々の事業について査定をして、そして許可をするといふ形をとつておる。これではその団体が事業の必要順位によつて仕事をやらうと思つても、どの事業が起債の許可になるかどうかわからぬですから、案外必要でない仕事を先にやつてみたりして、緩急の順序といふものに従つてその団体が自主的にそれを決定することができないといふのが、起債の面でもあるわけですね。私は起債についても、自治法の本旨から言へば地方団体といふのは本来は自由に起債がで

きるわけなんです、それを当分の間制限をしておる。この二百五十条で、地方自治体が起債をする場合には当分の間自治庁長官あるいは知事の許可を得なければならぬ、こゝ書いてある。その当分の間がいつまでも続いておる。これは暫定的な規定なんです。一体いつまで当分の間なのか、どういふ条件が整えば起債の自由化ができるのか、そういうことを一つ考えを聞きたいのです。いつまでも当分の間を続けたい、いつになつたらその自由化ができるか、その原則ですね。二百二十六条の、地方の起債が自由にできる、自主的起債ができるというほんとの姿に戻れるかどうか、これを聞きたいのです。このごろ自由化々々といふことを言うから、私は起債の自由化を一つやつてもらいたいと思ひます。

由に起債をやるというのはいまさらだ、こゝよりより強い反対があつたわけでありませう。両方の要求から妥協としてできましたのが、起債は自由だ、しかし当分の間は許可が要するのだ、こゝより建前になつたわけでありませう。どういふような方向が地方自治の健全な発展に一番好ましいかといふ点につきましては、いろいろな考え方があろうかと思ひます。しかし基本的には起債に仰ぎます資金につきましても、低利の安定した資金を国が調達をしていく、用意をしていくということには、きわめて肝要なことであらうと思ひます。現在御承知のように資金運用部の資金でありますとか、簡易保険、郵便年金関係の資金でありますとか、あるいは公営企業金融公庫の資金でありますとか、いろいろな形において資金の配慮を国として行なつておるわけでありまして、これをどのよ

うに各地方団体に配分していくかといふことになりませう、何かやはり許可であるとか割当であるとかということが必要ではなからうかと思ひます。またこゝよりよりよりな仕事を通過して、地方団体の資金の需要額をわかつて参るわけでございますので、国といたしましては得る限りそれらの要望にこたへ得るよう努力をしていかなければならぬ。許可の権限を持つてゐるかわりに、反面それらを調達しなければならぬ責任を負わされてゐる、こゝよりより格好になつてゐるのではないかと思ひます。ただこゝよりよりよりなところから、地方債計画があつても、ワクを越えてしま

○北山委員 この規定はおそらく一般的な金庫統制がやかましかったころの規定だと思ひます。ところがそれ以外の産業面ではだんだんそういう統制がゆるんで来て、そして大産業は特に長期資金をどんどん使つておる。そういう中で地方自治体の仕事である限り、こういう昔ながらの規定で、当分の間ということが続けられておるという事態は、私はおかしいと思ひます。インフレーションを議論するとき、何も地方自治体だけがインフレーションの原因をなすのじゃないわけですから、従つて工場とかそういうものだけがどんどん建て、そして地方自治体の行政がおかれていくというようなアンバランスがそこに起こつてくるのじゃないか。そういう点も一つ考慮をいただきたいと同時に、それはそれだとして、私は個々の許可、それが問題だと思ふ。地方債は今年は全体としてこれくらいだといふ一つの大きなワクの中で、それぞれの団体の自主性を尊重する方式といふものはあるのじゃないか。一つの算定基準によつて、特定の市なり県なりその年度における起債能力といふものが、起債限度に一つの標準を立てて、一千万円なら一千万円のワクの中で、どういふ事業でもその団体が自主的に決定できて、それを受入れるというような、団体の自主性を尊重するような方式があると思ひます。それを今のようになつて一件一件について許可をする。水道の起債の許可をもらつたためだけだか苦労するか、厚生省へ行く、あるいは自治庁へ行く、あるいは現地の財務部へ行く、府県へ行く、あるいは大蔵省、国会まで来るというような工合なんです

ね。二百万円や三百万円の金を借りるのに、一々国会議員を同道して役所へ陳情しなければならぬというものが、現在の起債の実情なんです。自治法でいへばつきりと自治体は自主的に起債ができる原則は書いてある。当分の間は制限をされておるから、そういう事態が起こるわけだ。それをその年度における起債の能力の基準の中で何にやるかということ、その団体の自主性を尊重して、そしてその自主性に従つて承認を与えていくということにすれば、私はすつとよくなると思ふ。しかもこの起債を、現在のようになつて一件一件の許可制にしているために、赤字の原因を作っているのです。二百萬は一般財源から持ち出しをして事業をやつておる。そういうことをやつておるから、補助金についても同じですが、起債についても赤字の原因を作る。せつかく三百万円の起債を受けるのだから事業をやりたい、あとの部分は一般財源から出すのだ、こういう無理を各団体がやつておるから、結局大きな赤字原因を作つて、無理な財政運営になつてくる。こういうことをよく考へて、しかも地方自治法にちゃんとして書いてあるのですから、いつまでも当分の間ではないはずなんです。長官、どうでしょう。この点は根本的に検討してもらつて、もちろん自治庁だけの問題ではなくて、これは政令でもつて大蔵大臣と協議をすることになつていきますから、事はなかなかめんどろだと思ひますのですけれども、その起債の自由化、これを一つやつて、そ

の面だけでも実現をすれば、どれくらい地方自治体が財政面において息がつけるといふ感じがするかわからない。特にこれは一般単独事業で今年度であれば百四十五億、それから準公営企業、それから公営企業、これが約八百億ないし九百億、これらの単独事業なり公営事業、こういう部分については私は可能じゃないかと思ひます。こういう点を一つお考えを願へるかどうか、お考えを聞きたいと思ひます。

○石原国務大臣 この起債の今までの経過につきましては、先ほど財政局長からお答えした通りでございます。北山委員の言われましたような感じは、私もこの立場にござりまする。従来そういうことをやはり考へておつたのでございまして、一べんに北山委員の言われるような状態に行くことはなかなか困難かと思ひますが、方向としては、私はやはり段階的にワクを府県として、市町村の事情をよく知つておる府県が、そのワクの中でいろいろ按分していただくという方向へ持つていくのがいいのじゃないかと思ひます。現に水道は厚生省なり何かになつておりますが、簡易水道の面になると、ワクを与えてその裁量はどこにどういふ簡易水道をどのくらいのものにするかというのことは府県でできている。単独事業なども、だんだん全体を通じてそういうふうな持つていきたい。それから学校の教育施設の関係の起債なども、ワクを府県できめてそのワク内である按分をはかつて持つておるのであります。こういうふうに進んで、府県の段階でまかなわれ

る府県は、さらに将来それを市町村の中でも自主的にいろいろなことを計画をさして行く、こういう方向に持つていったらどうかと考へておるものもございまして、一々小さな問題までも全部自治庁でこれを指図したり、指令をしたり、許可をするという方向は、だんだん是正していかなければならぬのではないかと考へておるものです。

○北山委員 今までもそういうような問題を取り上げて、そして自治体の仕事のやりいような状態にしてくれなかつてもほかの方から自治省にしてやろうかということにもなるわけですから、今までもやつておるのを見るか、どうも地方団体といふものは、何かほつておけば悪いことでもするよるな悪者に考へて、道楽者のように考へて、その手足を縛るといふのが、どうも官僚機構といふか、中央の役所の弊害なんです。そして今申し上げたようなことは、熱心にやつてくれない。ここに私は問題があると思ふ。ほかにも例がありますが、時間もございませんで、もう一つお伺ひいたします。それは最近の地方自治体といふのは全く情けないのです。どこへ行つても頭が上がらない。このごろでは一般の民間の企業に対してすら頭が上がない。中央に行けば陳情で頭を下げない。住民に頭を下げる。しかも大企業を誘致するといふことで、産業面にも頭が上がらないといふことになつておる。各地においていふゆる工場誘致のいろいろ行き過ぎた悪例があるように思ひます。地方行政委員会などにおいて具体的な問題が取り上げられた

と思ひますが、どうも今までの自治庁のやり方を見ておると、中央集権と同時に、地方自治体の貧富の較差がひどくなつておるのをむしろ放置しておるのではないかと、あるいは激しくするよるな方向へやつておるのではないかと考へておる。工場誘致の問題もその一例であります。その前に起債政策についてちよつとお伺ひしておきたいのです。

最近における起債の割合を見ますと、公営企業に重点が置かれてきております。三十五年度のものを見ますと、一般会計分が五百六十億、直轄事業が百六十億、準公営企業二百五億、準公営企業といふのは港湾、簡易水道、屠畜場、下水道、宅地造成、ですからほとんど全部都市的な事業です。公営企業に至つては電気事業が百三十五億、水道事業が三百億、交通事業が百三億といふようになって、一般補助事業といふような普通の固有の地方自治体の仕事に伴うものは、わずかに百二十億といふことで、去年に比べるとわずかに十五億しかふえていない。そうして準公営企業においては六十七億ふえておる。公営企業については八十八億ふえておる。準公営企業と公営企業の大部分は、これは都市の事業です。特に大きな都市の事業なんです。そういういたしまつと起債政策においては、一般の地方の自治体が、都市も農村も、その行政水準を上げるための起債政策というよりは、もう都市中心の起債政策である。これでは今の経済のいわゆる大企業二重構造といふ問題で、そうでなくとも大きな都市がどんどん伸びていく、その較差がひどくなつていく上に、こういう政策をとつ

たのは、いよいよもって文化水準、行政水準の較差がひどくなるのではないか、これはいかぬと私は思うのです。行き過ぎだと思ふのです。いわゆるペイする事業だけに金を回すという考え方で、都市と農村の文化的な較差をひどくする。従って農村の人口が大都市に集中するのはあたりまえなんです。こういう点はどうでしょうか。

○石原國務大臣 今例にあげられましてたけれども、非常にワクがふえておられますのは、公営企業に関する面のもので、非常にふえておられますけれども、しかしこれは人口の配置の状態とかいうことで、たゞさんのおるところには、それだけいろいろのサービス施設、文化施設をやつていかなければならぬのでありますから、ある程度これはやむを得ないと思ふのであります。しかし私も農村その他に対する施設を、決してなおざりにしては行かないのでございまして、そのいい例は簡易水道などであろうと思ふのであります。これは相当ワクもふやしておられますし、年々ふえてきて、県によつて違ふと思ひますけれども、相当農村地帯にまで普及しては行かぬと思ひます。それから学校に関する施設起債等は、これは何も都市に偏重しては行かないのでございまして、むしろ老朽校舎の改築とかそういう問題からいへば、農村部面にも非常にいろいろ金は参つておると思ひます。ただ起債のワクを私どもは非常にふやしたのであります。地方の税財源といつても、なかなか論議をしましても、とりあえず起債をふやしていくにはなるべくペイをする事業でない、

非常に大きな債務を将来に残すということになりますので、自然ペイもできる事業、しかも人口のたゞさんおる、そういう施設の事業へということ、比較的公営企業の面がふえておるのでございまして、決して農村地帯なり、そういうところをないがしろにしておる、こういう感じは少なくとも私どもは毛頭持つておりません。

○北山委員 これは数字が示しておるのです。今の簡易水道、確かに前よりは簡易水道の問題も取り上げられておる。しかし給水からいへばたつた二十七億です。あとのものはほとんど大部分は都市的なものなんです。しかも一般単独の起債がちつともふえない、たつた八十億ですか。ですからそういう農村とか町村においてやるような仕事が一概単独に入つてくるのです。そういうものをふやさないで、ほとんど公営企業、準公営企業債をふやしておるといふ方向は、これは都市偏重と言われても弁解の余地はないではないか。今農村のことを言われましたが、たとえ住宅にしろ、都市にはほとんどアパートができるでしょう。一体農村の住宅政策はどう考へておるか、農村には不良住宅がたゞさんあつて、その改造について農民自体が非常に悩んでおるのです。改造の資金をどう起債したらどうですか。そういうことをほとんどやつておらない。そういうふうに農村の水準を悪くしておるから、いよいよもって町に出てくるわけだ。町の方がりつぱなアパートがあるし、交通機関もあるし、うらやまなわけです。そういうむしろ都市の人口集中という傾向をひどくし

ているような政策に見える。そういう点を考へていただきたいと思ひます。それから時間もありませんが、先ほどの工場誘致の問題ですね。これも私は、自治庁はほうっておけないと思ひます。もう五、六年前ですけれども、この工場誘致の問題について自治庁の当時の財政部長ですか税務部長か、に質問したときに、工場誘致の産業に對して事業税なり固定資産税を減免するといふことは、いわゆる地方税法の第六条に言う公益上の必要、そういうものに該当しない。いわゆる違法の疑いがあるといふような見解を当時の後藤さんが述べられた。その後、税の減免といふ方式についてはやめるように自治庁は指導してきたはずで、現状は一体どうなつておるか、ここをお伺いしたい。

○奥野政府委員 先年御指摘のような問題から、地方団体に對しまして、はたして公益上必要であるかどうかといふこともあつたわけだから、たゞ税金をそのまま免除するやうなやり方は避け、むしろ必要なものについては歳出予算に計上して十分な審議を尽くした上で、与えるべき援助は与えるといふやうなやり方をすべきだといふやうなことを指摘したことがございまして、また昨年さらに企業誘致の結果、多大の支出をした末、財政が困難になつておるやうな団体も見受けられますので、そういうやうなことを基礎にして、企業誘致に對して地方団体が援助を与える場合の注意を喚起したことがございまして、企業誘致に地方団体が努力することにはけつこうなわけです。結果非常な財政負担を必

要以上にこらむつてしまふ、これはやはり避けなければならぬと思ひます。また地方団体が競争する結果、企業に乗せられておるといふやうなところもあるやうでございまして、企業誘致の結果、関連産業が発達し、非常にその地方が発展してきたといふやうなところもございまして、また企業誘致をねらつて、莫大な土地を提供した、その支出が非常に財政圧迫になつておるに、関連産業も発展してこない。その結果赤字財政に陥つてしまつた。両様の面があるわけではございません。私たちがあくまで企業誘致に對して地方団体のあり方としては、たゞ税金を免除することではなくて、地方団体として、企業が発展していくやうな立地条件を整備していかなければならぬのだ。そういう方向に地方団体も努力を向けまして、たゞ税金をまける、企業に乗せられるといふやうなことをいふやうに努力を払つておるわけではございません。非常にいい姿において企業誘致が行なわれておるところと、赤字財政に陥つておる原因を作つておるところとを両様あるやうでございまして、一般的には企業誘致のために払う犠牲が、私たちがから見ましても地方団体はいかに過大である、こういう感じを私は強く持つておるのでございまして、この点につきましても、将来も今申し上げましたやうな方向で指導助言に當つて参りたい、かように考へておるわけではございません。

○北山委員 その政策といふよりも、私は法律の解釈の問題もあると思ひます。地方税法第六条のいわゆる公益上その他の事由により、それは適当でないといふやうな前の自治庁の答弁があつたわけなんです。しかし税を減免することが工合が悪いなら、いわゆる補助金をやる、奨励金をやるということがいいとは言へないのじゃないか。これも地方自治法の第二百何条だつたかあるわけですが、公益上の必要であれば寄付金あるいは補助を出すことができるかと書いてある。その公益上とは何だ、こういう営利企業に土地を提供したり、あるいは奨励金を出した。り、しかも大企業です。大企業に對してそういう奨励金を出すといふことが公益上の必要かどうか。これが公益なら何でもかんでも公益ではないか。何で百姓、農業に對して公益でないことがあるか。おふる屋さんだつて何だつてみんな公益です。公益という觀念はもう少し嚴格に解さなければ——民法の法人だつて、公益法人と営利法人とは別になつておるのだ。営利企業に補助金を出すことが公益であるといふやうなことは許されぬと思ひます。国の方だつて、国の財政なんか、法人に對しては財政援助は制限されておるわけなんです。そういう趣旨はやはり地方自治体でも同じだと思ひます。たしか前の町村制では、判例のやうなものは長野さんもよく知つておると思ひます。前、前の町村制時代に公益上の必要といふことで営利会社に補助金を出すといふことが、違法であるといふ判例があるのです。一体その法律解釈はどうなつておる。そういうことをあいまにして、ただ政策上の指導が適当であるとかないとかいって、そ

うして放置しておる、こういうやり方はいかぬのです。その法律解釈の問題はどうですか。

○奥野政府委員 一般的に私たちは、ただ企業がくる場合に税金をまけるという方向は適當ではないと思つております。いろいろ関連産業もありまして、特別な企業をぜひ持つていきたい、持つていくについては、いろいろ努力を払う。そのことは即住民の福祉に寄与しているのだ、こういう場合も例外的にはあろうかと思つてますが、一般的には私たちが適當ではないと思つたように、地方団体としては企業の発展のために、いろいろ立地条件を整備していかねばならない。そういう意味においては企業の誘致にあたりまして、道路をつけるとか、下水を整備するとか、そういうようなことで企業の立地をするような方法をはかることが、法の精神からいっても望ましいのだ、また住民の福祉にも尽くせるだろう、こういうような指導的な態度をとつておるわけでございます。

○北山委員 長野さんは今その地方自治法の大家ですから、長野さんに聞いておきたいのだが、少なくとも公益上という言葉を自治法の中で使つておる。それから地方税法でも使つておる。それはやはり一定の意味があると思つたのです。また通説によると、慈善だとか、宗教だとか、学芸だとか、そういうことが一応公益というように言われておるのだが、一体営利会社に補助金を出すというところは公益なんですか。

○長野説明員 お話のございましたように、かつて町村制のころでございましたか、確かに営利会社に金を出すことが必ずしも公益とは言えないというふうな行政解釈があつたように記憶し

ております。ただその具体の場合の問題と事情の変化という問題もあるかと思つておりますが、現在の立地誘致という問題になりますと、やはり工業用水を確保いたしましたり、土地造成をいたしましたり、道路を整備したり、港湾を整備したりいたしましたり、いわゆる国土の総合開発といひますか、土地開発といひますか、そういうような産業立地条件を整備するといひ一つの開発計画の一環として行なつておるような場合におきまして、その企業の種類や性質によりましては、やはりある面では公益に該当するといひ場合もあろうかと思つてます。ですから、一般に営利会社に補助金を出すことが全部いかぬといひことで制り切つてしまへるかといひことになりまして、その点ではやはり公益に該当する場合もあるのではないかと気が実はいたすわけでありまして、ですから、問題によつてよく考へていく必要があると思つたわけでありまして、私が経験をしていたしましたときは、工場誘致奨励金、補助金といひものは努めて出すことを避けて、むしろそれに付帯いたしますところの道路の整備でありまして、産業立地条件を整備するといひ面に重点を置いてやつていくべきだといひふりに考へておりますが、一律一体に企業に補助金、奨励金を出すことが全部違法なんだといひふりには、事情によつては考へられぬのではないか。もちろん全般的にそれが適法だといひふりには私は言えないと思つております。

○北山委員 そういふふうな産業の地方分散といひか、そういうことが公益

ならば、国が政策としてやるべきことである。それをやらぬので、個々の自治体が血まなこになつて、どんなことをしても工場を持つてこよう、企業の方では一番条件のいいところに行つてやろうといひので、あつちこち競争させるような格好になつてゐる。私はこの点、国と同じように地方自治体も一つの権威があつていい。また専断かなければならぬと思つてゐる。自治庁に來て陳情をして頭を下げることはいいけれども、民間の企業にまで頭を下げなければならぬといひことになれば、地方自治体の尊厳といひものは私はないと思つてゐる。そういうふうな事柄があちこちで起つておる。一つの企業が町の実権を握つてしまつておる。頭が上がらぬといひ事柄があちこちに出てきておる。そういうことをほつておくような自治庁ではとても自治省に昇格させられない。そういう点について、そう新しい問題ではないのですから、工場誘致といひ問題についての特別の調査機関を設けて実態を調査して、これを直すような方向をとるなり、あるいはこれは地方自治体の現状で放置することはできない、大きな工場の地方分散といひものは、国土開発なり大きな見地からして国が計画的にやるべきである、国の責任でやるべきであるといひことで、政府が立案をしなさいといひです。それをしなさいといひのは怠慢ですよ。そして、これは国土開発に關係があるから公益だといひようなことを、ただ法律解釈でこじつけなさいといひことでは、非常に

はなはだしい実例があちこちにあると思つてゐる。私は去年ですか、秋田市

に参つたのですが、石山さんのところでは、ところがその秋田市は、一年に六千万円も奨励金をガス会社とか石油会社に出している。市から金をもらわなくてもやつていけるような大企業に、六千万円も奨励金を出さざるを得ないような条例になつてゐる。町の中小企業が非常に困つておるときに、市の援助を仰がなくてもやつていけるような大企業に、貧弱な地方の財政の中から、そういう莫大な援助をしなければならぬといひ事柄を、一体ほつておいていいのですか。長官、どう思ひますか。

○石原国務大臣 北山委員の言われま

す点は私大體了承できるのですが、しかしあなた御意見が全部といひことにはちよつと私も同意しかねる。それは、そういうことは一切国の責任でやつたらいいじゃないか、こう言われますが、やはり地方としては地方それなりに、何とか早く地方の開発、向上をはかりたいのだ。そういう盛り上がる意欲から、いろいろの企業がくるよ

うなことを計画するといひ、この気持ちも私は当然だと思つて、あつてもいいと思つたように、やはりもつと工場が分散するよ

○北山委員 私の言うことは、要するに今の自治体をこじぎのよ様な状態に置かないでくれということなんです。やはり憲法にちゃんと、地方自治の本旨ということを書いてある以上は、中央に来れば陳情だ、中央に頭が上がらぬというよ様な地方自治体の姿、しかももう現在では実際の内容は国の仕事の下請機関みたいなものです。そういう格好はほとんど片っ端から直すようにしてもらいたいということなんです。きよりはほんとうは消防のことを最後にお伺いしたいと思つたのですが、もう時間もだいぶ経過しておりますから、以上でもって一応消防の問題はあとでまた機会がありましたらはお伺いすることにして、きよりの質問は終わります。

○高橋(禎)委員長代理 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時四十一分散会

〔参照〕

- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)に関する報告書
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)に関する報告書
- 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二四号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

内閣委員会議録第三十二号中正誤

- 一 行 誤 正
- 二 不公平 不公平
- 三 積極性は 積極性な